

作成日：2017年10月21日

**タイ王国**

Kingdom of Thailand

特許庁の所在地：

Ministry of Commerce, Department of Intellectual Property (DIP)

563 Nonthaburi 1 Rd., Bangkrasor, Muang,

Nonthaburi, 11000

Thailand

知的所有権登録等に関する問い合わせ先

The Service and Information Division, Department of Intellectual  
Property,

Tel: (662) 547 4652

Fax: (662) 547 4651

Email: thosapone.d@ipthailand.go.th

Website: <http://www.ipthailand.go.th/en/>

<http://www.ipthailand.org/>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス方法

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)
11. 留意事項

### < 小特許の保護 (実用新案) >

1. 定義規定
2. 登録事由等
3. 出願・審査手続き
4. 新規性審査に関して
5. 費用
6. 存続期間に関して

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention) (2008 年 8 月 2 日効力発生)
- (2) 特許協力条約 (PCT) (2009 年 12 月 24 日効力発生)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 世界貿易機構 (WTO)
- (5) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)  
※2017 年 11 月 7 日発効

### **2. 特許審査ハイウェイ実施状況**

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

### **3. 現地代理人の必要性有無**

タイ国内に住所や居所を有していない出願人は、登録された代理人を選任しなければなりません。

### **4. 現地の代理人団体の有無**

IPAT (Intellectual Property Association in Thailand)

<http://www.ipat.or.th> (以上は、弁護士で構成されている団体です)

IPPAT (Intellectual Property Promotion Association of Thailand)

<http://www.ippat.org/> (以上は、タイ知的財産振興協会)

### **5. 出願言語**

特許/小特許、意匠はいずれの言語でも可能ですが所定期間内にタイ語翻訳文の提出が必要です。商標はタイ語です。

### **6. その他関係団体**

JETRO Bangkok

16<sup>th</sup> Floor, Nantawan Bldg.,

161 Rajadamri Rd., Patumwan,

Bangkok 10330

Tel : 66-2-253-6441

Fax: 66-2-253-2020

## 7. 特許情報へのアクセス方法

<http://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en>  
でアクセスすることが可能です。

商標情報は ASEAN TMview で検索ができます。

<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

- (1) 1999年9月27日施行の改正特許法が適用されております。  
情報によりますと、タイ政府は、現在、改正特許法の案(Draft Amendment of the Patent Act)を検討中とのことです。  
そこで、予定されている主な改正法の案の内容を、留意事項の項目において簡単に記載しました。
- (2) Licensing Facilitation Act B.E. 2558(2015)((仮)許認可促進法)  
により、特許庁は書類等の提出期限の一部の変更を公表しました。
- (3) なお、タイにおいては、特許の種類として「発明特許」及び「小特許」が規定されており、「実用新案法」は存在しませんが、「小特許」は実用新案と同様に保護されております。  
従いまして、「小特許」の保護に関しましては、特許制度の最後の項目において、「発明特許」との相違点について説明します。

### 2. 特許出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request) :  
出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。
- (2) 明細書・クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract) :  
日本語等の外国語による明細書等の提出が可能です。  
タイ語以外で出願した場合、タイ語翻訳文を出願日から90日以内に提出しなければなりません。
- (3) 必要な図面 (Drawings) :
- (4) 委任状 (Power of Attorney) :  
出願人が署名します。  
出願人の署名は公証認証 (Notarization) を受ける必要があります。  
出願日から90日以内に提出することができます。延長できません。
- (5) 譲渡証 (Assignment) :  
出願人が発明者でない場合に必要です。  
出願日から90日以内に提出することができます。延長できません。
- (6) 優先権証明書 (Priority Document) :  
優先日から16ヶ月以内に提出することができます。
- (7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :  
提出する必要はありません。

### 3. 料金表（単位：バーツ（THB））

(1) 出願料金	500
(2) 公開料金	250
(3) 審査請求料金	250
(4) 特許付与料金	500
(5) 拒絶査定に対する審判請求料金	500
(6) 年金	
①5年度	1,000
②6年度	1,200
③7年度	1,600
④8年度	2,200
⑤9年度	3,000
⑥10年度	4,000
⑦11年度	5,200
⑧12年度	6,600
⑨13年度	8,200
⑩14年度	10,000
⑪15年度	12,000
⑫16年度	14,200
⑬17年度	16,600
⑭18年度	19,200
⑮19年度	22,000
⑯20年度	25,000

### 4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておられません。

### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されております。

但し、公開の時期については法律で明文化されておられません。

### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されております。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等の説明)

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、出願審査請求により新規性、進歩性等の実体的要件の審査が行われます。

### (1) 方式的要件の審査：

委任状等の提出、タイ語による明細書等の提出の要件が具備しているか否かについて審査されます。

出願人は、出願日から90日以内にこれらの書類を提出することができます。これらの方式的要件を満たしていないと判断された場合、及び発明が不特許事由に該当すると判断された場合、出願は拒絶されます。

### (2) 不特許事由：

主な不特許事由は次の通りです。

- ① 発明が、単なる情報の提供に過ぎないものである場合。
- ② 発明が、発見や科学的な理論や算術的方法である場合。
- ③ 発明が、人体や動物体を診断、治療及び処置の方法である場合。
- ④ 発明が、コンピュータプログラム自体、公序良俗に反する場合等。

### (3) 出願公開について：

方式的要件を満たし、発明が不特許事由に該当しない場合には、出願公開が命じられ、出願公開料金の支払い通知が出願人に送付されます。

① 出願人は、この通知から60日以内に公開料金を納付する必要があります。この通知に対して、公開料金を納付しなかった場合には、再度通知が送付されます。

再度の通知の日から60日以内に公開料金を納付しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。

② 出願公開後、仮保護の権利が発生します。

### (4) 異議申立てについて：

① 出願公開日から90日以内に第三者は異議申立てをすることができます。

② 異議申立て理由は、新規性が欠如する場合、不特許事由に該当する場合、特許を受ける権利を有さない場合等が、該当します。

③ 出願人は、異議申立書の通知受領後、90日以内に答弁書を提出することができます。

④ その後、異議申立ての決定が行われます。

⑤ 異議申立てに理由ありと決定された場合には、出願は拒絶され、出願人は不服を有する場合、60日以内に審判請求をすることができます。

⑥ 出願人が審判請求やその後の上訴をしなかった場合には、異議申立人は、拒絶査定や審判の審決が決定した後180日以内に当該発明の出願する権利を有し、拒絶査定された出願の公開は、異議申立人による出



願公開とみなされます。この場合、異議申立人は所定の期間内に審査請求をする必要があります。

(5) 実体的要件の審査：

- ① 実体審査を受けるために、出願人は出願公開日から5年以内に審査請求料金を納付しなければなりません。
- ② 新規性について：
  - (a) 出願日（又は優先日）前に、発明が世界のいずれかにおいて文献、印刷物等により、公表されていないこと。
  - (b) 出願日（又は優先日）前に、タイ国内において公知又は公然使用されていないこと。
  - (c) 出願後に出願公開された先の出願の明細書等に記載された発明と同一の発明でないこと。

<新規性喪失の例外規定>

  - (a) 出願日前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反することによる発明の公表。
  - (b) 出願日前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者による国際的博覧会に出品することによる発明の公表。
- ③ 上記出願公開日から5年以内に審査請求がされなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。
- ④ なお、出願公開後に異議申立てがあり、その異議決定に対して審判が請求された場合、異議申立ての決定後1年以内に審査請求をすることができます。
- ⑤ 審査官は、対応外国出願の調査報告書や審査結果を提出するよう要求することができ、この場合には、提出要請の指令日から90日以内に提出する必要があります（期限延長可能）。
- ⑥ 発明が、新規性等を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該通知の発行日から90日以内に、補正書や意見書の提出をすることができます。  
この応答期間は、90日間の延長を請求することができ、更に30日の延長を請求することができます。
- ⑦ 上記拒絶理由通知に対する応答に対しても、拒絶理由が解消していないと判断された場合には、拒絶査定がなされます。
- ⑧ 特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の通知が発行され、出願人は、当該通知の日から60日以内に特許付与料金を納付する必要があります。  
料金納付後、特許は登録され特許権が発生します。
- ⑨ 拒絶査定のお知らせを受けた場合、出願人は通知日から60日以内に審判

請求をすることができます。

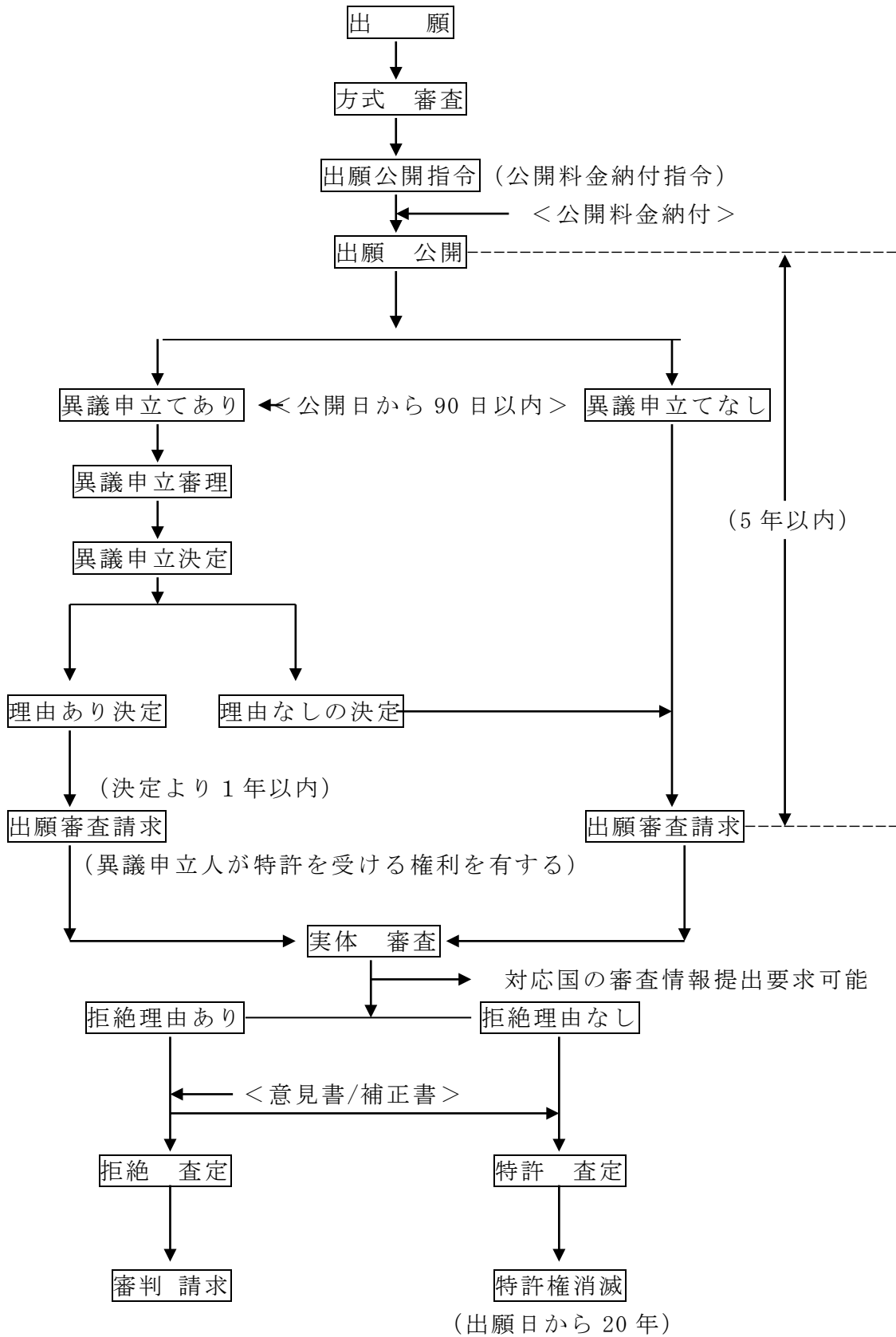
(6) 分割出願について

審査により、発明の単一性を満たしていないと判断された場合、その旨の通知から 120 日以内に分割出願をすることができます。

(7) 補正について

出願が特許庁に係属中、明細書等の補正をすることができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



## 日本・タイ特許審査ハイウェイ（PPH）に関して：

日本・タイ特許庁との間で 2014 年 1 月 1 日から特許審査ハイウェイを開始することに合意しました。

以下、日本出願に基づく、タイ出願における PPH に基づく早期審査の要件等について説明します。

### (A) 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ (PPH)

#### (1) 申請の要件：

①タイ出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が、以下の出願であること。

(a) 日本出願に基づいて有効な優先権を主張している出願

(b) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願

(c) 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて有効な優先権を主張している出願

②対応する日本出願が、特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

(a) 請求項は、特許査定となっていない場合であっても、最新のオフィスアクションで審査官が請求項を特許可能であると特定した時に特許可能と判断されたこととなります。

(b) オフィスアクションには、次の通知が含まれます。

(i) 特許査定、(ii) 拒絶理由通知書、(iii) 拒絶査定、(iv) 審決

例えば、拒絶理由通知書において、ある請求項について「現時点では、拒絶理由を発見しない」と記載されている場合は、特許可能と判断されます。

③タイ出願の全ての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しており、十分に対応するように補正されていること。

④タイ出願において PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

⑤タイ出願において審査請求が行われていること。

#### (2) 提出書類：

申請書に、下記の書類を添付する必要があります。

①日本出願に対し通知された、すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。

(a) 翻訳文の言語はタイ語又は英語が利用可能です。

(b) 日本特許庁のオフィスアクションが、特許庁の AIPN により提供されている場合には、原則として、オフィスアクションの写し及び翻訳文を提出する必要はありません。

- ②日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。  
翻訳文及び請求項の写しの提出に関しては、上記①と同様です。
- ③日本出願で引例された引用文献の写し。  
(a)引用文献が特許文献の場合には、原則として提出の省略が可能です。  
(b)引用文献が非特許文献の場合には、提出の省略はできません。  
(c)なお、引用文献の翻訳文は提出する必要はありません。
- ④タイ出願の請求項と、日本出願で特許性ありと示された請求項が十分に  
対応していることを示す請求項対応表。

#### 9. 特許権の存続期間及び起算日(権利の発生日)

- (1)特許権存続期間は、出願日から20年で、特許権の設定登録日より発生します。
- (2)年金は、出願日から5年度目に納付する必要があります。  
出願日から5年経過後に特許になった場合には、特許日から60日以内に5年度目からの年金を納付する必要があります。  
その後の年金は対応する出願日が納付期限となります。

#### 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)

- (1)国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2)提出すべき書類： 次のタイ語による翻訳文の提出が必要です。  
①明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言  
②19条補正された場合：補正後の翻訳文  
③34条補正された場合：補正後の翻訳文
- (3)審査請求期限： 出願がタイ特許公報に公表された日から5年以内です。
- (4)譲渡証の提出：  
①国内段階移行出願の場合、PCT出願時の出願人名や発明者名と移行時の出願人名や発明者名とが異なる場合にのみ提出が必要となります。  
②但し、Form PCT/IB/306の写しを提出すれば、譲渡証の提出は不要となります。

#### 11. 留意事項

- (1)出願処理に要する所要期間：  
①審査請求からFirst Action(拒絶理由通知等)までの期間  
約2年から約4年です。  
②出願から最終処分(特許又は拒絶)までの期間  
約4年から約5年です。

(2) 出願の際：

委任状は、公証認証が求められておりますので、留意して下さい。

(3) 出願後審査中：

① 上述しましたように、実体審査を受ける場合には、出願公開日から5年以内に審査請求をする必要があります。

しかし、出願公開の時期が法律で定められておりません。従って、審査請求期限を正確に管理するために、現地代理人に対し出願公開された場合には、出願公開日を必ず連絡をしてもらうよう要請しておく必要がありますので、この点留意して下さい。

② 審査段階において、対応出願国の審査結果の提出を要求される場合があります。

要求された場合には、その時点において対応国中のどの国において審査結果が発行され、どの国の審査結果を提出したほうが良いか、手続的及び費用の観点から十分に検討する必要があります。

この場合には、米国出願や EPC 出願若しくはオーストラリア出願（対応出願が存在する場合）の審査結果や、特許証の写しを提出することを勧めます。

(4) 予定されている主な改正法（案）の内容：

① 新規性に関して：

国内での公知・公用から、世界主義に拡大される予定です。

② 不特許事由に関して：

現在の人体又は動物体の診断、治療及び処置の方法に加えて、手術（surgery）の方法の追加が予定されております。

③ 方式審査に関して：

方式的要件の審査において、その迅速化のために審査官は、関連書類の内容の完全性及び明確性 (completeness and clarity of the relevant contents) のみ判断することとすることです。

④ 出願公開・異議申立てに関して：

実体審査前の一回だけの出願公開制度から、二度、出願を公表する制度の導入が検討されています。

(I) 最初の公開は、方式的要件審査後でタイ出願の出願日から18ヶ月以内。この公開後、出願人は出願日から3年以内に審査請求をする必要があります。

一方、第三者は情報提供することができます。

(II) 二回目の公開/公告は、実体審査終了後に行われます。

この公告から90日以内に、第三者は異議申立てをすることができます。

## <小特許の保護(実用新案)>

### (1) 定義規定：

- ①特許 (Patent) とは、発明又は意匠に保護を与えるため、本法「発明特許」及び「意匠特許」の規定に基づいて発行される証書をいう、と規定されています。  
ここで、「特許」は、(a)その発明が新規であること、(b)進歩性を有すること、及び(c)産業上利用できること、の要件が満たされた発明に対して付与されるものをいいます。
- ②小特許 (Petty Patent) とは、発明に保護を与えるため、本法「小特許」の規定に基づいて発行される証書をいうと、規定されています。  
ここで「小特許」は、(a)その発明が新規であること、及び(b)産業上利用できる発明に対して付与されるものをいいます。
- ③ここで「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいうと、定義されています。

### (2) 登録事由等：

- ①特許の場合は、保護を受けるためには、発明が新規性、進歩性を有し、かつ産業上の利用性を有する必要があります。
- ②小特許の場合には、方式的要件及びそれ自体が特許性を有することが必要であり、後述のように新規性と産業上の利用可能性は審査対象となりますが、進歩性は審査の対象とはされません。

### (3) 出願・審査手続き：

- ①特許の場合と同様に、出願公開制度は導入されておりますが、出願審査請求制度は導入されておられません。
- ②同一である保護対象について、「特許」及び「小特許」の保護を同時に求めることはできません。
- ③小特許の出願は、方式的要件と特許性（不特許事由）についてのみ審査されます。
- ④審査後、方式的要件及び特許性を満たしていないと判断された場合には、出願は拒絶されます。
- ⑤一方、上記要件等を満たしていると判断された場合には、特許付与すべき旨の通知が発行されます。
- ⑥その通知に対して、出願人は所定の期間内に特許付与料金と公告料金を納付する必要があります。

⑦所定期間内に、上記料金が納付された場合には、小特許として登録され、特許証が発行され、小特許としての内容が公告されます。

**(4)新規性審査に関して：**

- ①特許として特許が成立し、その内容が公告された後公告の日から1年以内に、特許権者又は利害関係を有する第三者は小特許の発明について新規性及び産業上の利用性について、審査を請求することができます。
- ②上記審査の請求があると、新規性等の審査が行われ、審査報告書が作成されます。
- ③審査の結果、新規性等の要件を満たしていると判断された場合、その旨特許権者及び請求した第三者に通知されます。
- ④一方、新規性等の要件を満たしていないと判断された場合には、その旨特許権者に通知され、特許権者はその通知後所定の期間内に意見書を提出することができます。
- ⑤その後、さらに審査が行われ最終的に新規性等の要件を満たしていないと判断された場合には、小特許の取消しを求める調査報告書が特許庁長官に提出されて、その旨特許権者と請求した第三者に通知されます。

**(5)費用（単位：バーツ（THB））に関して：**

①小特許出願費用	250
②特許付与・公告料金	500
③公告後審査請求料金	250
④年金：	
・5年度年金	750
・6年度年金	1,500
・7・8年度年金（各年度当たり）	6,000
・9・10年度年金（各年度当たり）	9,000

**(6)存続期間に関して：**

- ①出願日から6年間です。
- ②年金は、出願日から5年目に納付する必要があります。
- ③更に、2回（各2年間）更新することが可能です。従って、存続期間は最長出願日から10年間となります。
- ④存続期間の更新は、存続期間満了前90日以内にする必要があります。

**(7)出願から最終処分（登録又は拒絶）までの期間：** 約1年から3年です。



## 意匠制度

### 1. 現行法令について

1999年9月27日に施行された法律が、適用されております。  
意匠は、意匠特許として特許法の規定の中に、規定されています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

なお、1の意匠登録出願においては、1つの物品に関する意匠でなければなりません（一意匠一出願制度の採用です）。

#### (1) 願書 (Request) :

出願人名、創作者氏名、優先権主張の場合におけるその情報等を記載します。

#### (2) 意匠の写真又は図面 (Photograph & Drawings) :

#### (3) 意匠の説明書 (Explanation) :

義務ではありません。

#### (4) 1つの明確、簡潔なクレーム (Claim) :

2以上のクレームは認められません。

#### (5) 委任状 (Power of attorney) :

出願人が署名します。公証認証が必要です。

#### (6) 譲渡証 (Assignment) :

出願人が創作者でない場合に必要です。

譲渡人及び譲受人が署名します。

#### (7) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願公開前までに提出が必要です。

### 3. 料金表 (単位 : バーツ (THB))

(1) 出願料金	250
(2) 公開料金	250
(3) 登録付与料金	500
(4) 年金 :	
① 5年度	500
② 6年度	650
③ 7年度	950
④ 8年度	1,400
⑤ 9年度	2,000
⑥ 10年度	2,750

#### 4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておられません。

#### 5. 実体審査の有無

特許の場合と同様です。

#### 6. 出願公開制度の有無

特許の場合と同様です。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

審査手続きは特許の場合とほぼ同様です。

審査は登録事由/不登録事由、新規性について、更に先願意匠との類似性について、行われます。

(1)「意匠」とは、物品に対して特別な外観を与え、工業製品又は手工芸品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいうと、定義されています。

(2)不登録事由について：

主な不登録事由は次の通りです。

①出願に係る意匠が、法律に規定する定義に該当しない場合。

②新規性がない意匠の場合。

③公序良俗に反する意匠の場合。

(3)新規性について：

以下に該当する意匠は、新規性のない意匠とみなされます。

①意匠登録出願日（優先日）前に、国内又は外国において刊行物に記載された意匠。

②意匠登録出願日（優先日）前に、国内で広く知られ又は使用されている意匠。

③意匠登録出願日前に公開された、国内での特許出願又は意匠登録出願に記載された意匠。

④上記記載の意匠に類似する意匠。

(4)出願公開について：

方式要件を充たし、かつ登録可能と判断される場合には、出願公開が命じられます。

(5) 異議申立てについて：

利害関係人は、出願公開日から 90 日以内に異議申立てをすることができます。

(6) 登録について：

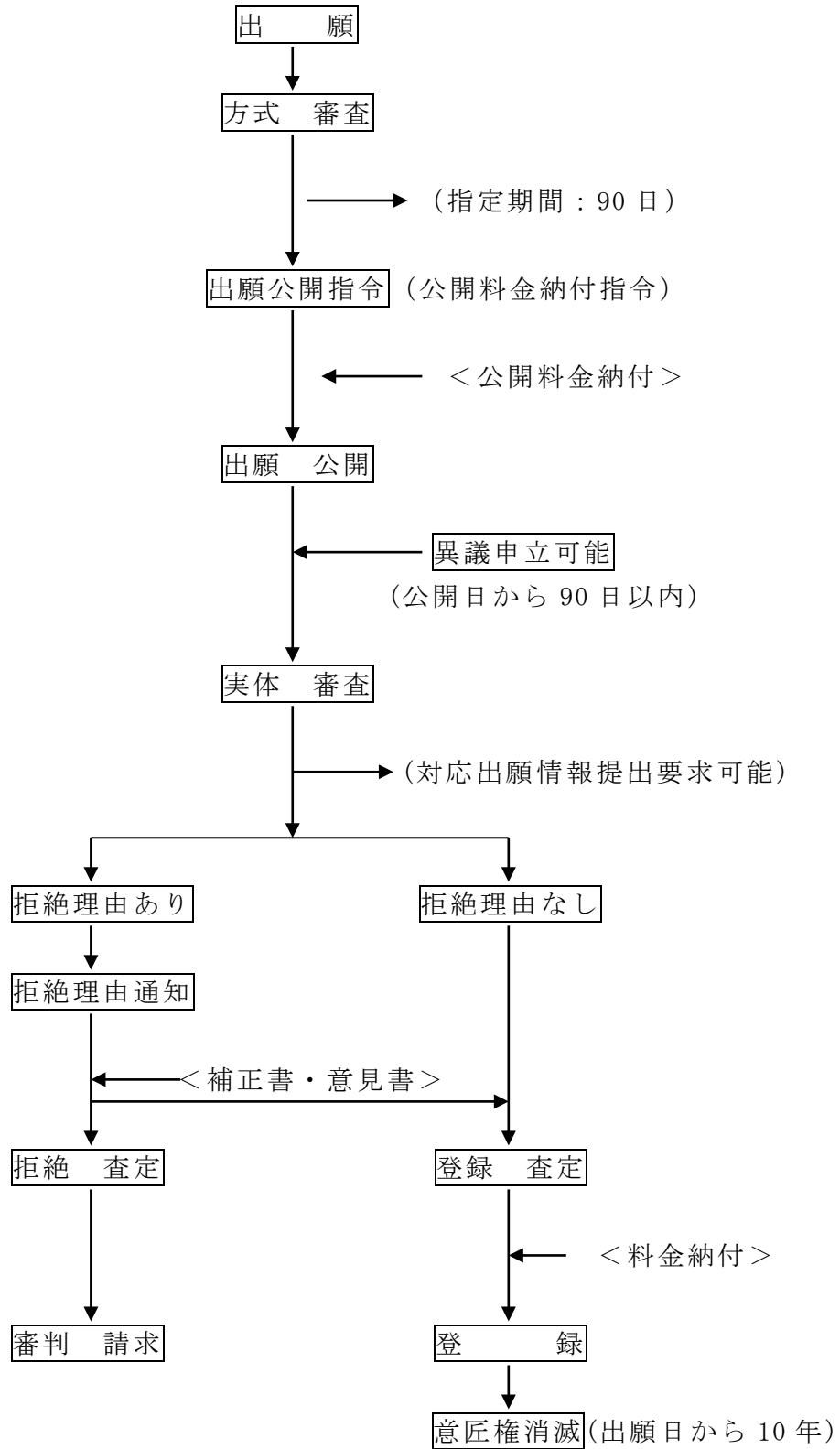
① 意匠が登録要件を満たし、異議申立てがなく、又は異議申立て理由なしとの決定がされた場合、特許庁長官は意匠の登録を命じます。

② 出願人は、上記登録決定から 60 日以内に登録付与手数料を納付する必要がある、納付しない場合には、出願は放棄されたものとみなされます。

(7) 審判請求について：

出願が拒絶された場合、出願人は拒絶の日から 60 日以内に特許庁に審判請求をすることができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 10 年です。設定登録日に発生します。

(2) 年金は、出願日から 5 年目に納付する必要があります。

出願日から 5 年経過後に意匠権が付与された場合には、付与日から 60 日以内に 5 年度目からの年金を納付する必要があります。

その後の年金は対応する出願日が納付期限となります。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

## 11. 留意事項

(1) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間は、約 1 年から約 3 年です。

(2) 意匠の登録要件について

① 多くの国では、多意匠一出願が一定の要件下認められておりますが、タイ国では、一意匠一出願のみ認められておりますので、留意して下さい。

② 新規性の要件について、頒布された刊行物に関しては世界主義が採用されておりますが、公知及び公用に関しましては国内に限定されておりますので、留意して下さい。

(3) 存続期間について

多くの国では、存続期間の延長が認められておりますが、タイ国では、出願日から 10 年間で延長が認められておりませんので、留意して下さい。

(4) 意匠登録の取消しについて

意匠が登録された場合には、第三者はその登録の取消しを請求することができ、取消しは裁判所に請求する必要があります。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

2016年7月28日に施行された改正法が適用されています。

＜改正法の主な内容＞

- (1) 一出願多区分制の導入及び手数料の改定です。
- (2) 音の商標が登録可能となりました。
- (3) 各種の応答期限が60日と短縮されました。
- (4) 連合商標制度が廃止され、更新手続きに際しグレイス期間が導入されました。

### 2. 商標出願時の必要書類

この度の法改正により、一出願多区分制が導入されました。

#### (1) 願書 (Request) :

出願人の名称・住所、指定商品・指定役務、及びこれらの区分等を記載します。

#### (2) 商標見本 (Mark) :

商標を例えば、日本語による表示で出願する場合には、願書にその意味を記載する必要があります。

#### (3) 委任状 (Power of Attorney) :

- ① 出願人が署名します。公証認証が必要です。
- ② なお、署名済みの委任状の写しでもって出願でき、その後公証認証された委任状を、方式審査（出願日から約7ヶ月～8ヶ月以内）が行われる前に提出することができます。

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document) :

審査官から要求があった場合に提出が必要です。

### 3. 料金表 (単位 : バーツ (THB))

#### (1) 出願料金 :

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ① 1 指定商品/役務当たり (1 区分) | 1,000      |
| ② 6 指定商品/役務以上 (1 区分)  | 9,000 (最大) |

#### (2) 異議申立料金

2,000

#### (3) 登録料金 :

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ① 1 指定商品/役務当たり (1 区分) | 600        |
| ② 6 指定商品/役務以上 (1 区分)  | 5,400 (最大) |

#### (4) 審判請求料金

4,000

(5) 更新出願料金：

- ① 1 指定商品/役務当たり（1 区分） 2,000
- ② 6 指定商品/役務以上（1 区分） 18,000（最大）

#### 4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておりません。

#### 5. 実体審査の有無

商標出願は方式審査のみならず、絶対的事由（識別性の有無、公序良俗違反等）及び相対的事由（先の商標との抵触）について審査されます。出願公告後の異議申立制度が導入されています。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されておりません。方式的要件及び登録要件を満たしている場合には、出願公告されます。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておりません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査：

方式的要件に不備があった場合には、補正指令が発せられ、出願人は当該補正指令発行日から 60 日以内に補正をすることができます。

(2) 実体審査：

- ① 絶対的事由及び相対的事由の審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、特許庁は拒絶理由通知を発行し、当該拒絶理由通知の発行日から 60 日以内に出願人は意見書・補正書を提出することができます。期間の延長は認められません。
- ② 上記拒絶理由通知に対する補正書等の提出によっても、拒絶理由を解消されていないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶されます。
- ③ 一方、上記審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合には、出願内容が公告されます。
- ④ 出願公告があると、公告の日から 60 日以内に、利害関係を有する者は異議申立てをすることができます。
- ⑤ 異議申立てがなかった場合、又は異議申立てがあった場合において、異議申立てに理由なしとの決定があった場合には、特許庁は登録すべき旨の通知を出願人に送付します。

(3) 登録：

① 出願人は、当該登録通知の日から 30 日以内に登録料を納付する必要があります。

登録料の納付後、商標は登録され、登録証が出願人に送付されます。

② なお、出願が最終的に拒絶された場合、出願人は当該拒絶査定に対して査定通知発行日から 60 日以内に審判請求をすることができます。

(4) 不登録事由：

① 商標が自他商品等識別力を有しない場合。

但し、自他商品等識別力がないと判断された商標であっても、長年商標が使用された結果、特別顕著性が生じていることを出願人が立証した場合には、識別力が生じたものとみなされます。

② 標章が国家の紋章や王室の印章、公の記章と同一又は類似する場合。

③ 標章が、タイの国旗、外国の国旗や国際機関の旗章等と同一又は類似する場合。

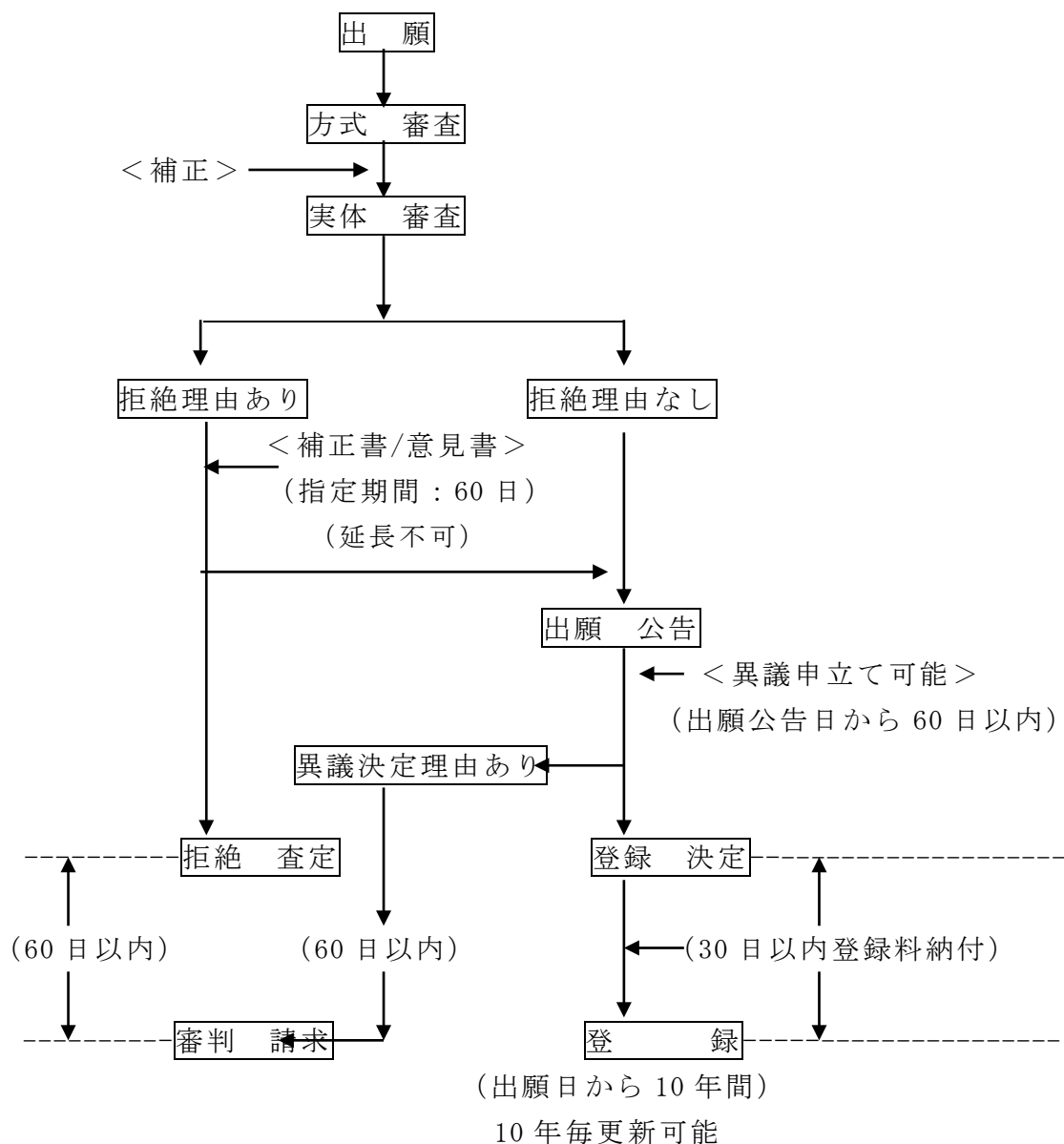
④ 標章が、公序良俗に反する場合。

⑤ タイ国における著名商標と同一の標章である場合。

⑥ 他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標と同一又は類似する商標の場合。



## 出願から登録までの手続きのフローチャート



### 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。
- (2) 存続期間の満了前90日以内に更新登録出願をする必要があります。  
この度の改正法により、満了後6ヶ月間更新手続きが可能となりました。

### 10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありません。
- (2) 登録後から3年以内に使用されていない場合には、請求により取消しの対象となります。

## 11. 保護対象

- (1) 標章とは、写真、絵図、図形、ブランド、名称、語句、文字、数字、署名、集合した色、物の外形若しくは形状、音、又はそれらの一つもしくは複数  
が結合したものをいうと、定義されております（4条）。
- (2) なお、「音」に関しましては、識別性を有し、指定商品等の特長や性質  
に関するものではなく、また指定商品等の自然の音に関するものではない  
ことが、登録要件とされているとのことです。

## 12. 留意事項

- (1) 出願処理に伴う所要期間：
  - ① 出願から審査までの期間は、約 9 ヶ月から約 10 ヶ月です。
  - ② 出願から登録までの期間は、約 12 ヶ月から約 16 ヶ月です。
- (2) 各種の応答期限の短縮：

拒絶理由等に対する応答期限が従来は発行日から 90 日、延長可能で  
したが、この度の改正法により期限が 60 日と短縮され、しかも延長が認  
められなくなりましたので留意して下さい。
- (3) 連合商標：

この度の改正法により、連合商標制度が廃止されました。
- (4) 商標権の移転：

上記連合商標制度の廃止により、登録済み商標の個別移転が可能となり、  
又指定商品等の一部の他人への譲渡も可能になりました。  
但し、商標出願中の案件につきましては、部分譲渡は認められません。
- (5) 色彩商標：
  - ① 標章の定義から、色彩との組み合わせからなる標章については、自他  
商品等識別力があれば、登録を受けることができますが、単一の色彩  
については登録を受けることができません。
  - ② なお、白黒で登録された商標については、全ての色彩について登録さ  
れたものとみなされるとのことです。
- (6) 使用による識別性の獲得の範囲の変更：

従来は一部の商標にのみ使用による識別性の獲得が認められていましたが、  
この度の法改正により全ての商標に対して認められるようになりました  
（第 7 条）。
- (7) マドリッドプロトコルへの加盟：

2017 年 11 月 7 日以降、国際商標出願でタイを指定することが可能にな  
りました。  
なお、タイは拒絶通報期間を 18 ヶ月とする旨の宣言を行っております。